

堺障推第854号
令和2年5月25日

指定障害福祉サービス等事業所 管理者様

堺市健康福祉局
障害福祉部長

緊急事態宣言解除後の障害福祉サービス等事業所の対応について（通知）

平素は本市障害福祉行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

また事業者の皆様におかれましては、今般の困難な状況の中で、市民生活の安定、特に障害のある方々への支援のため、日々業務に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

既に御承知のとおり、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言について、令和2年5月21日付で大阪府を区域解除しました。

これを受け、大阪府は、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除しました。

今後、社会福祉施設等につきましては、適切な感染防止対策を講じつつ、別添厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」の「2 特措法第32条第1項第2号で指定された都道府県外における対応について」に基づき、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるよう、各事業所において御対応ください。

事業運営に当たっての具体的な留意事項等については、上記事務連絡を御参照いただくほか、国からのお知らせや本市の取扱いについて、FAQ等を堺市ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

なお、状況は流動的であり、今後、本市の取扱いが変更になる可能性もございます。引き続き、堺市ホームページ等を御確認いただき、最新の情報を入手していただきますよう、お願いします。

※利用者や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患したことを把握した場合は、速やかに障害施策推進課に連絡してください。

堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 事業者係
[TEL:072 - 228 - 7818](tel:072-228-7818) E-mail:jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp
※緊急時以外は、電子メールでのお問合せに御協力ください。